



## プロフェッショナルサービス契約

本契約は、お客様による当社のプロフェッショナルサービスの購入及び受領に適用されます。

お客様が、お客様の承諾を示す BOX をクリックするか、又は本契約を参照した、業務範囲記述書（「SOW」といいます）もしくは本注文書に署名もしくは記名捺印することによって本契約を承諾した場合、お客様は、本契約の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人を代表して本契約を締結している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関係会社を、本契約の条件により拘束する権限を有することを表明したこととなります。その場合には、「お客様」という用語は、当該法人又はその関係会社を意味するものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本契約の条件に同意されない場合には、本契約を承諾してはならず、プロフェッショナルサービスの提供を受けることはできません。

お客様が当社の直接の競合者である場合には、当社が事前に書面で同意した場合を除き、プロフェッショナルサービスを受けることはできません。また、お客様は、プロフェッショナルサービスの品質、成果の評価、その他のベンチマークの目的、又は競合目的のために、プロフェッショナルサービスの提供を受けることはできません。

本契約の最終更新日は 2024 年 2 月 1 日です。本契約は、お客様が本契約を承諾した日付で、お客様と当社間において有効となります。

### 1. 定義

「**関係会社**」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。この定義における「**支配**」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の 50% を超える持分を所有又は行使の権限をもって管理していることを意味します。

「**本契約**」とは、このプロフェッショナルサービス契約及びその添付書類、別紙、追加契約等を意味します。

「**変更注文**」とは、以下の「変更注文」の条項に定める、SOW 又は本注文書（該当する方）の修正を意味します。変更注文は、参照されることによって、該当する SOW 又は本注文書（SOW が存在せず、該当する場合）に組み込まれたものとみなされます。

「**本成果物**」とは、SOW 又は本注文書において本成果物として特定されるプロフェッショナルサービスの全ての成果を意味します。

「**オンラインサービス**」とは、当社(又はその関係会社の 1 社もしくは数社)が、別途の契約に基づき提供する、オンライン、ウェブベースのサービス、並びに関連する当社のオフラインのコンポーネントを意味します。

「**本注文書**」とは、本契約に基づき提供されるプロフェッショナルサービスを特定する、注文を行うための書類で、お客様と当社又はその該当する地域の関係会社との間で、随時契約として締結されるものを意味し、その追加契約や付属書類等が含まれます。本注文書が、その全体もしくは一部につき本契約の適用を受けるためには、その本注文書に SOW が添付されているか、又は、その本注文書に明示的に、その本注文書もしくはその本注文書に基づき提供される特定のプロフェッショナルサービスは、本契約の適用を受ける旨が規定される必要があります。関係会社は、本契約に基づいて本注文書を締結することによって、自己が本契約を締結した当事者である場合と同様に、本契約の条件に拘束されることに同意します。本注文書のこれに反する規定にかかわらず、本注文書に基づき購入される全てのプロフェッショナルサービスは、オンラインサービスとは別に購入されるものとし、本契約における「本注文書」に関する全ての記述（支払義務及び解約権に関する定めを含みますが、そのみに限定されません）は、いかなる意味においてもオンラインサービスには適用されないものとします。

「**プロフェッショナルサービス**」とは、当社、その関係会社又はそれらのそれぞれの許可された再委託先が、SOW 又は本注文書に基づき遂行する業務で、本契約において請負サービス又は準委任サービスと定義されるものを意味します。

「**プロフェッショナルサービスのセキュリティ、プライバシー及びアーキテクチャーに関する本ドキュメンテーション**」又は「**Professional Services Security, Privacy and Architecture Documentation**」とは、お客様が購入するプロフェッショナルサービスに適用されるセキュリティ、プライバシー及びアーキテクチャーに関する本ドキュメンテーションを意味します。当該本ドキュメンテーションは随時更新され、当社の「リーガル」ウェブページ（<https://www.salesforce.com/company/legal/agreements/>）経由でアクセスすることができ、又は、合理的なその他の方法で当社から提供されます。

「**業務範囲記述書**」又は「**SOW**」とは、本契約に基づき提供されるプロフェッショナルサービスについて定める、業務範囲の記述書で、お客様と当社もしくはその何れかの関係会社との間で締結されるもの、又はお客様と当社もしくはその何れかの関係会社との間で締結された本注文書に組み込まれるものを意味します。SOW をお客様と締結した当社の関係会社は、本契約に定める「当社」とみなされるものとします。SOW 又は本注文書は、本契約で参照されることによって、本契約に組み込まれたものとみなされるものとします。

「**請負サービス**」とは、SOW 又は本注文書に従って特定の本成果物を完成し、引き渡すことを目的として遂行される業務を意味します。請負サービスは、固定料金又は実費精算ベースで提供される場合があります。

「**準委任サービス**」とは、SOW 又は本注文書に従って、特定の期間又は特定の工数のサービスを提供することを目的として遂行される業務を意味します。準委任サービスは、固定料金、実費精算又は上限工数付実費精算ベースで提供される場合があります。

「当社」「SFDC」又は「Salesforce」とは、〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号に主たる事業所を有する日本企業、株式会社セールスフォース・ジャパンを意味します。

「お客様」又は「本顧客」とは、本契約を承諾した個人が会社又はその他の法人のために本契約を承諾している場合におけるその会社又は法人、及びプロフェッショナルサービスのために SOW 又は本注文書を締結した、その会社又は法人の関係会社を意味します。

## 2. プロフェッショナルサービス

**2.1. プロフェッショナルサービスの範囲。**当社は、お客様に対して、お客様が本契約の「料金」という条項の定めに従って全ての該当する料金を支払うことを条件として、各 SOW 又は本注文書（該当する方）に特定されたプロフェッショナルサービスを提供するものとします。

**2.2. オンラインサービスとの関係。**本契約の対象はプロフェッショナルサービスに限定されており、オンラインサービスの利用権を付与するものではありません。お客様によるオンラインサービスの利用は、別途の契約に準拠するものとします。お客様は、自己のプロフェッショナルサービスの購入は、将来のオンラインサービスの機能もしくは性能の提供（該当する SOW もしくは本注文書の条件に従った本成果物の提供を除きます）、又は当社が行った、将来のオンラインサービスの機能もしくは性能に関するいかなる口頭もしくは書面の公表内容に依存するものでもないことに同意します。

**2.3. プロフェッショナルサービスにおけるお客様の情報。**当社は、プロフェッショナルサービスのセキュリティ、プライバシー及びアーキテクチャーに関する本ドキュメンテーション（Professional Services Security, Privacy and Architecture Documentation）の定義及び記述に従って、プロフェッショナルサービスにおけるお客様の秘密情報（Professional Services Customer Confidential Information）のセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するために適切な技術的及び組織的な措置を維持するものとします。本発効日において [https://www.salesforce.com/content/dam/web/en\\_us/www/documents/legal/Agreements/professional-service-agreements-and-terms/psa-data-processing-addendum.pdf](https://www.salesforce.com/content/dam/web/en_us/www/documents/legal/Agreements/professional-service-agreements-and-terms/psa-data-processing-addendum.pdf) に提示されている data processing addendum（以下「PSDPA」といいます）の条件は、本項で参照されることによって本契約に組み込まれ、PSDPA に定義される個人データに適用されるものとします。SFDC が、欧州経済地域（EEA）、英国及びスイスから取得された個人データを処理する場合には、Standard Contractual Clauses（標準契約条項）が、PSDPA の詳細な定めに従って適用されるものとします。標準契約条項においては、お客様及びその該当する関係会社はそれぞれ data exporter（データ輸出者）であり、お客様が本契約を締結し、お客様の関係会社が SOW 又は本注文書を締結することによって、それぞれが標準契約条項及びその Appendices（別紙）を締結したものとして取り扱われるものとします。

## 3. 協力

**3.1. 協力。**お客様は、以下のこと（そのみに限定されません）を実施することによって、当社によるプロフェッショナルサービスの遂行について、当社と合理的かつ誠意をもって協力するものとします。

- (a) **リソース。**各プロジェクトの主たる連絡先となる社内のプロジェクトマネージャーを任命するとともに、各 SOW 又は本注文書に基づく自己の義務を履行するための十分なリソースを割り当てること。
- (b) **対応。**i) 当社からの問い合わせに速やかに回答するとともに、お客様の納入物件（プロジェクトに必要であり、正確な情報、データ、フィードバックを含む）を提供すること、ii) 予定されたミーティングに積極的に参加するとともに、各 SOW 又は本注文書に基づき要求されるその他の義務を履行すること、及び iii) 該当するプロジェクトに必要な限度において、お客様のオンラインサービスのアカウントへの適切な管理アクセスを提供すること。
- (c) **設備及び機器。**該当するプロジェクトに必要な限度において、事業所の作業場所、その他の設備へのアクセス、及び、適切に設定された、インターネットにアクセスできるコンピュータ機器を、無償で当社に提供すること。

**3.2. 遅延。**お客様の遅延（ここには、上記第 3.1 項の定めが遵守されていないことも含まれます）に起因して当社がプロフェッショナルサービスを遂行することができない場合、お客様は、追加のリソースに関する料金について責任を負うことがあるものとします。

## 4. サービスの履行及び変更注文

**4.1. サービスの履行。**当社は、本契約及び該当する SOW 又は本注文書に従ってプロフェッショナルサービスを提供するものとします。

**4.2. 変更注文。**SOW 又は本注文書の変更には、変更の実施前に両当事者が締結した変更注文書を要するものとします。当該変更には、例えば、業務範囲の変更及びそれに対応する予定料金及びスケジュールの変更などが含まれる場合があります。

## 5. 料金、請求及び税金等

**5.1. 料金。**お客様は、当社に、該当する SOW もしくは本注文書の定めに従ってプロフェッショナルサービスの料金を支払うものとします。SOW もしくは本注文書に料金が規定されていない場合には、その SOW もしくは本注文書が締結された時点で有効な当社の標準の料金によって、プロフェッショナルサービスの対価を支払うものとします。プロフェッショナルサービスは、該当する SOW 又は本注文書の定めに従って、実費精算、上限工数付実費精算（以下「**上限付 T&M**」といいます）又は固定料金ベースの何れかにより提供されます。実費精算の SOW に定める料金は、お客様の予算計上及び当社の要員計画の目的のための、善意に基づく見積金額に過ぎず、業務がその金額で完了することを保証するものではなく、実際の金額はそれよりも低い場合も高い場合もあります。見積金額を超過した場合、当社は同じ料金及び条件に基づき継続してプロフェッショナルサービスを提供するものとします。上限付 T&M の SOW の場合、当社は、プロフェッショナルサービスを、関連する SOW 又は本注文書に定めるサービス期間中、当社の要員がその業務に費やす合計時間がその SOW 又は本注文書に定める最大工数に達するまで、実費精算ベースで提供するものとします。お客様は、業務がその工数で完了することを保証されるものではないことに同意し、当社は、追加作業のための SOW 又は本注文書が締結されない限り、最大工数が費消された後にプロフェッショナルサービスを提供する義務を負わないものとします。当社は、お客様にプロフェッショナルサービスの状況と、SOW 又は本注文書に基づき発生した料金について、定期的に報告するものとします。

**5.2. 諸費用。**お客様は、当社に、プロフェッショナルサービスに関連して発生した合理的な旅費交通費及びその他実費を補償するものとし、ます。該当する SOW 又は本注文書に諸費用の見積金額が規定されている場合、当社はお客様の書面の同意なく当該見積金額を超えないものとします。

**5.3. 請求及び支払。**SOW により販売されるプロフェッショナルサービスの料金は、該当する SOW において別段の明示的な定めがない限り、毎月、業務遂行後に請求されるものとします。本注文書により販売されるプロフェッショナルサービスの料金は、該当する本注文書において別段の明示的な定めがない限り、業務遂行前に、該当する本注文書に定める方法で請求されるものとします。請求金額は、請求日から 30 暦日後を支払期限とします。お客様は、当社に完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を提供し、当該情報に変更がある場合には当社に通知する責任を負います。

**5.4. 支払遅延。**後記の「支払についての論争」の条項を条件として、当社が、何れかの請求金額を支払期日までに受領しなかった場合には、当社は、当社のその他の権利及び救済を制限されることなく、以下の何れか又は双方の措置を取ることができます。(a) 当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、毎月の未払残高の月利 1.5%の遅延利息を請求すること (b) 5.3 項（請求及び支払い）に定めるよりも短期の支払条件を、将来のプロフェッショナルサービス購入の条件とすること。

**5.5. プロフェッショナルサービスの停止。**後記の「支払についての論争」の条項を条件として、お客様の何れかの金銭債務の履行が、30 日以上遅滞している場合には、当社は、当社のその他の権利及び救済を制限されることなく、当該金額が全て支払われるまで、当社のプロフェッショナルサービスの遂行を停止することができます。

**5.6. 支払についての論争。**当社は、お客様が該当する請求金額について合理的に、かつ誠意をもって論争中であり、その論争を解決するために誠実に協力している場合には、前記の「支払遅延」又は「プロフェッショナルサービスの停止」に基づく当社の権利を行使しないものとします。

**5.7. 税金等。**当社の料金には、租税公課、関税又はそれらに類似する、いかなる種類の政府の賦課金（例えば、何れかの国もしくは地域の政府機関から課される、消費税、付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税など）（以下、総称して「税金等」といいます）も含まれていません。お客様は、お客様の本契約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う責任を負います。お客様が本項に基づき責任を負う税金等を当社が納税又は徴収する法的義務を有する場合、その金額はお客様に請求されるものとし、お客様は当該金額を支払うものとします。但し、お客様が、適切な課税当局が承認する有効な免税証明書を提供する場合、この限りではありません。明確化のため、当社は、当社の収益、資産及び従業員に基づき当社に課される税金等についてのみ責任を負います。

## 6. 財産権及びライセンス

**6.1. お客様の知的財産。**お客様は、当社に、自己の知的財産に関するいかなる権利も許諾しません。但し、当該ライセンスが、当社が本契約に基づく自己の義務を履行するために必要とされる場合はその限りではありません。

**6.2. 秘密情報。**両当事者間においては、各当事者は自己の秘密情報に関する全ての権利を保持します。

**6.3. 契約物件のライセンス。**お客様が、該当する SOW 又は本注文書に基づき債務を負う料金を支払うことを条件に、当社は、お客様に対して、当社が本契約に基づきお客様のために開発したもの（本成果物を含む）（以下「契約物件」といいます）を、お客様による当社のオンライン及びオフラインのサービスの利用と関連した内部業務目的のためにのみ、複製、保守、利用及び実行（契約物件の性質に応じる）できる、永続的、非独占的、譲渡不能、無償のライセンスを許諾します。当社は、本項でお客様に対して許諾された権利を制限することなく、契約物件に関する全ての権利及び利益を保持します。但し、お客様は、契約物件に組み込まれている場合がある、自己が従前から保有している知的財産権を留保します。

## 7. 秘密保持

**7.1. 「秘密情報」とは、**一方当事者又はその関係会社（以下「開示当事者」といいます）が、他方当事者（以下「受領当事者」といいます）に口頭又は書面で開示する全ての情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質もしくは開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。各当事者の秘密情報には、本契約及び全ての SOW 又は本注文書の条件（価格など）と共に、各当事者が開示する、事業及びマーケティングの計画、戦略、データ、テクノロジー、技術情報、製品の計画及び設計、ビジネスプロセスが含まれます。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれません。(i) 開示当事者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報 (ii) 開示当事者に対する義務違反なく、開示当事者による情報開示前に受領当事者が知得していた情報 (iii) 開示当事者に対する義務違反を知ることなく、受領当事者が第三者から受領する情報 (iv) 受領当事者が独自に開発した情報。

**7.2. 秘密情報の保護。**受領当事者は、善良な管理者の注意をもって以下の対応を行うものとします。(i) 開示当事者の秘密情報を、本契約の範囲外の目的のために利用しない (ii) 開示当事者が書面で別段の承認をした場合を除き、開示当事者の秘密情報へのアクセスを、本契約に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己及び自己の関係会社の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、それらの者に、秘密情報の保護について本条に定めるものを実質的に下回らない保護について定める、受領当事者との秘密保持契約に同意させる。何れの当事者も、本契約、又はいかなる SOW、本注文書の条件も、相手方の事前の書面による承諾なく、自己の関係会社、弁護士、会計士、税理士以外の第三者に開示しないものとします。但し、自己の関係会社、弁護士、会計士、税理士への開示を行った当事者は、当該関係会社、弁護士、会計士、税理士の、本「秘密保持」条項の遵守につき引き続き責任を負うものとします。

**7.3. 開示の強制。**受領当事者は、法令により強制される場合には、開示当事者の秘密情報を開示することができます。但し、受領当事者は、当該開示の強制について、開示当事者に事前の通知を行うものとし（法的に許容される限度で）、開示当事者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示当事者の費用で、合理的な援助を開示当事者に与えるものとします。受領当事者が、開示当事者が当事者である民事訴訟手続の一部として、法令により開示当事者の秘密情報の開示を強制され、かつ開示当事者が開示に異議を唱えていない場合には、開示当事者は、受領当事者に、当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領当事者の合理的な費用を弁済するものとします。

## 8. 表明、保証、排他的救済及び免責

8.1. **表明。**各当事者は、自己が本契約を有効に締結しており、及び有効に締結する法的権限を有していることを表明します。

### 8.2. 保証

8.2.1. 請負サービスの場合、当社は、本成果物が実質的に SOW 又は本注文書に定める機能要件に従って開発されることを保証します。

8.2.2. 準委任サービスの場合、当社は、プロフェッショナルサービスが、SOW 及び本注文書の条件、並びに一般に受容された業界標準に従って、善良な管理者の注意をもって履行されることを保証します。

8.2.3. 上記の何れかの保証についての、お客様の排他的な救済と当社の全ての責任は、該当するプロフェッショナルサービスの再履行であるものとします。当社が、そのプロフェッショナルサービスを保証どおりに再履行できない場合には、お客様は、その不備のあるプロフェッショナルサービスについて当社に支払った、プロフェッショナルサービス料金の返金を受ける権限を有するものとします。お客様は、上記の何れかの保証による救済を受けるためには、その保証に基づく当社に対する請求を、当該プロフェッショナルサービスの履行から 90 日以内に書面で行うことを要します。

8.3. **免責。**本契約に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定目的への適合性又は権利侵害が無いことの黙示的保証を含む全ての黙示的保証を、適用ある法令により認められる最大限において否認します。

## 9. 補償

9.1. **相互の補償。**各当事者（以下「**補償者**」といいます）は、第三者が、他方当事者（以下「**被補償者**」といいます）に対して行い又は提起した、以下のいずれかに起因する請求、要求、訴訟又は手続（以下、「**請求等**」といいます）から被補償者を防御するものとします：(i)プロフェッショナルサービスの遂行又は受領（該当する方）において補償者の要員によって生じた限度における死亡、身体傷害又は有形の財産への損害、及び(ii)本契約に基づき補償者が提供したすべての情報、設計、仕様、指示、ソフトウェア、データ又は資料（以下「**資料等**」といいます）が、当該第三者の知的財産権を侵害又は不正使用しているとの主張。補償者は、当該請求等の結果として、最終的に被補償者に裁定された損害賠償金、弁護士料金及び費用、又は補償者が書面で承認した和解に基づき被補償者が支払った金額を、被補償者に補償するものとします。但し、被補償者が、以下の事項を行うことを条件とします：(a) 補償者に、速やかに請求等について書面の通知を行うこと、(b) 補償者に、請求等の防御と和解について完全な管理権限を与えること（但し、補償者は、被補償者の全責任を無条件に免除するのではなければ、請求等について和解できません、及び(c) 補償者の費用で、全ての合理的な援助を補償者に与えること。補償者は、以下の場合には上記(ii)に記述されている当該請求等について、いかなる責任も負わないものとします：(1) 当該請求等が、相手方が提供した仕様、その他の資料等に起因するものである場合、又は(2) 当該請求等が、補償者以外の者によりなされた資料等の修正に基づく場合。資料等の一部もしくは全部が第三者の知的財産権を侵害もしくは不正使用しているとされるか、又は補償者が権利侵害もしくは不正使用があると合理的に判断した場合には、補償者は、自己の選択で、被補償者の費用負担なく、以下の何れかの措置を講じるものとします：(A) 資料等を、権利侵害又は不正使用の請求を受けないように修正又は置き換える、(B) 被補償者が、引き続き、本契約に従って資料等を使用できるライセンスを取得する、又は(C) 被補償者から、対象となる資料等及びそれに関する全ての権利の返還を求める。補償者がオプション（C）を行使した場合、何れの当事者も、補償者の当該オプションの行使後 30 日以内に、10 日前の書面の通知をすることによって、関連する SOW 又は本注文書に基づき購入されたプロフェッショナルサービスを解約することができます。その場合、以下の「解約時の支払」の条項に従うものとします。上記の防御及び補償の義務は、請求等が、何れかの当事者による本契約、又は該当する SOW もしくは本注文書の違反から生ずる場合については適用されません。

9.2. **排他的な救済。**本条「補償」は、本条に定めるあらゆる態様の第三者からの請求について、補償する側の当事者が相手方に負う唯一の責任かつ補償される側の当事者が相手方に求め得る排他的な救済を定めるものです。

## 10. 責任の限定

10.1. **責任の限定。**本契約に起因又は関連する各当事者及びその全ての関係会社の全ての責任は、本契約に基づきお客様及びその関係会社が、その責任の原因となった該当する業務範囲記述書又は本注文書について支払った金額の合計額を超えないものとします。上記の限定は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、かつ責任の理論にかかわらず適用されるものとしますが、前記「料金、請求及び税金等」の条項に基づくお客様の支払義務を限定しないものとします。

10.2. **結果的損害及び関連損害の免責。**何れの当事者又はその関係会社も、相手方に対して、逸失利益、逸失収益もしくは事業上の信用の損失、又は間接、特別、偶発的、結果的、補填、懲罰的損害、もしくは事業の中断による損害については、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、かついかなる責任の理論にもかかわらず、またその当事者もしくはその関係会社が当該損害の可能性を告げられていた場合、又はその当事者もしくはその関係会社による救済が、その本質的な目的を達成しない場合でも、本契約に起因又は関連するいかなる責任も負わないものとします。上記の免責は、法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

## 11. 契約期間及び解約

11.1. **契約期間。**本契約は、本発効日に効力を開始し、本条に従って解約されるまで存続するものとします。

11.2. **任意解約。**各当事者は、相手方に 10 日前に書面の通知を行うことによって、何時でも任意に本契約を解約することができます。ただし、本契約の解約時に有効な SOW 又は本注文書が存在する場合には、当該 SOW 又は本注文書は、本契約が解約されなかった場合と同様に、引き続き本契約に準拠するものとします。お客様は、個々の SOW 又は本注文書にその旨の定めがある場合にのみ、当該 SOW 又は本注文書を任意解約することができます。

11.3. **解約事由。**一方当事者は、以下の何れかの場合には、本契約及び SOW 又は本注文書を解約することができます。(i) 相手方に、

重大な違反について 30 日の期限を定めた書面の通知を行っても、当該違反が、当該期間の満了時に是正されていない場合 (ii) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算もしくは債権者のための財産譲渡に関するその他の手続きの申し立ての対象となった場合 (iii) 相手方が、後記の「反社会的勢力の排除」に定める何れかの表明に違反していることが判明した場合。

**11.4. 解約時の支払。**SOW 又は本注文書が解約された場合、お客様は、本契約の請求及び支払の条項に従って、解約日以前に発生していた未払いの料金及び費用を支払うものとします（当該プロフェッショナルサービス料金は、サービスの種別に応じて、実費精算又は完成割合に基づき支払われます）。お客様が解約事由による解約を行い、お客様がまだ履行を受けていないプロフェッショナルサービスの料金を前払いしていた場合、当社は、お客様に、当該前払済の料金を返金するものとします。当社が解約事由による解約をした場合、固定料金ベースで請求されたプロフェッショナルサービスについて前払された料金は、SOW 又は本注文書に別段の定めがない限り、返金不可です。

**11.5. 存続条項。**「料金、請求及び税金等」「財産権及びライセンス」「秘密保持」「表明、保証、排他的救済及び免責」「補償」「責任の限定」「契約期間及び解約」及び「一般条項」と題された条項は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

## 12. 保険

各当事者は、本契約期間中、自身の費用で、本契約に基づく自己の義務に適切な保険（場合に応じて、企業総合賠償責任保険、過失怠慢賠償責任（E&O）保険、労働災害使用者賠償責任保険、自動車保険、及び適用ある法令により要求される労災保険など）を維持するものとします。

## 13. 通知、準拠法及び裁判管轄

**13.1. 通知の方法。**本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく全ての通知、許諾及び承認は書面によるものとし、以下の時点で到達したものとみなされるものとします。(i) 個人に交付されたとき (ii) 郵送後 2 営業日目 (iii) 電子メールによる送信日（但し、電子メールは、解約又は相手方の補償を求める通知（以下、「**法的通知**」といいます）には十分ではないものとします）。お客様に対する法的通知は、お客様宛に送付され、明確に法的通知であることが特定されます。当社への通知は、以下の宛先に送付されるものとします。〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号 株式会社セールスフォース・ジャパン レベニューオペレーションズ 部門長 （写） 同 法務部門長（[legal@salesforce.com](mailto:legal@salesforce.com) 又は当社がお客様宛ての書面の通知によって更新したアドレス）宛。お客様に対する請求関連の通知は、該当する SOW 又は本注文書においてお客様が指定する該当する請求担当者宛に送付されるものとします。お客様に対するその他の全ての通知は、該当する SOW において記載されているお客様の担当者宛に、及び、本注文書において販売されるプロフェッショナルサービスについてはお客様が指定する、該当する本サービスのシステム管理者宛に、送付されるものとします。

**13.2. 準拠法及び裁判管轄の合意。**各当事者は、本契約に起因又は関連するあらゆる訴訟について、抵触法の原則にかかわらず、日本国法の準拠法、及び東京都内に所在する裁判所の専属的裁判管轄権に同意します。

## 14. 一般条項

### 14.1. 法令の遵守

各当事者は、本契約に基づく自己の義務の履行と権利の行使において、当該当事者に適用される全ての法令、政府の規則及び規制を遵守するものとします。

**14.2. 輸出法の遵守。**各当事者は、自己が米国政府の取引禁止対象者リストに記載されていないことを表明します。何れの当事者も、本契約に基づき自己に提供された本成果物、仕掛品、秘密情報について、米国の禁輸国及び地域（現時点ではクリミア、ルハンスク又はドネツク地域、キューバ、イラン、北朝鮮、及びシリア）（<https://www.salesforce.com/company/legal/compliance/>で随時更新される可能性があります）において、又は米国もしくは日本の輸出管理に関する法令もしくは規制に違反して、利用もしくはアクセスを行わないものとします。

**14.3. 腐敗行為防止。**何れの当事者も、本契約に関連して、相手方の従業者又は代理人等から、いかなる違法又は不適切な賄賂、リベート、支払、贈答品、その他価値のあるものも受領したり、提供を受けたりしたことがないものとします。通常の取引の過程で提供された合理的な贈答品及び接待は、上記の制限に違反するものではありません。

**14.4. 反社会的勢力の排除。**当社及びお客様は、相手方に対し、本発効日及び本契約の有効期間中において、次の各号の事項を表明します。(a) 自己、自己の役員（業務を執行します社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずるものをいう）、その経営を実質的に支配します者又は経営に従事します従業員（以下、総称して「**自己又は役員等**」といいます）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、テロリスト、テロ組織、もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「**反社会的勢力**」といいます）ではなく、また過去 5 年間に於いて反社会的勢力ではなかったこと (b) 自己又は役員等が反社会的勢力と社会的に非難される関係を持たないこと (c) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する関係を持たないこと (d) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び SOW 又は本注文書を締結するものではないこと (e) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し次の行為をしないこと (i) 暴力的な要求行為 (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (iii) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (iv) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。明確化のため、当社及びお客様は、相手方が本項に違反したことによる解約に起因して、解約された当事者が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

**14.5. 完全合意及び優先順位。**本契約は、当社とお客様との間における、プロフェッショナルサービスの当社による提供とお客様による受領に関する完全な合意であり、書面か口頭にかかわらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。本契約の何れかの規定の修正、変更又は放棄は、当該修正、変更又は放棄の主張を受ける側の当事者が、署名又は記名捺印した書面によらなければ効力を有しないものとします。これに反するいかなる規定にかかわらず、お客様の発注書又はその他の発注のための書類（本注文書を除く）に定めるいかなる条件も本契約に組み込まれたり、本契約の一部となったりすることはなく、当該全ての条件は無効であるものとします。以下の書類間に矛盾がある場合の優先順位は、以下のとおりとします。(1) 該当する SOW

又は本注文書 (2) 本契約の添付書類、別紙又は追加契約 (3) 本契約の本文。

**14.6. 両当事者の関係。**両当事者は独立した契約者です。本契約は、当事者間に組合、フランチャイズ、合併事業、代理、信託又は雇用の関係を創設するものではありません。各当事者は、自己の従業者に支払うべき全ての報酬と全ての雇用関係の税金等の支払について単独で責任を負うものとします。

**14.7. 第三受益者の不存在。**本契約には、第三受益者は存在しません。

**14.8. 要員。**当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、当社の要員（再委託先を含む）によるプロフェッショナルサービスの遂行について責任を負うものとします。

**14.9. 放棄。**何れかの当事者が、本契約に基づく何れかの権利を行使せず、又は行使が遅滞した場合でも、その権利を放棄したものとみなされないものとします。

**14.10. 可分性。**本契約の何れかの規定が、管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は無効とみなされるものとし、本契約のその他の規定は有効に存続するものとします。

**14.11. 契約譲渡。**何れの当事者も、本契約に基づく自己の何れかの権利又は義務を、法の作用又はその他の原因にかかわらず、相手方の事前の書面による同意なく（当該同意は合理的理由なく留保されません）、譲渡することはできません。但し、何れの当事者も、自己の関係会社に対する場合、又は合併、買収、会社分割、その他同等の会社再編又は自己の全てもしくは実質的に全ての事業の譲渡に伴う場合には、相手方の同意なく、本契約を全体として（場合に応じて、全ての SOW 又は本注文書が含まれる）譲渡することができます。上記にかかわらず、一方当事者が、相手方の直接の競合者を買収されるか、自己の全てもしくは実質的に全ての事業を相手方の直接の競合者に譲渡するか、又は一方当事者に、相手方の直接の競合者の利益となるような支配権の変更があった場合には、相手方は、書面で通知して、本契約を解約することができます。一方当事者の、相手方が本項に違反して契約譲渡しようとした場合の唯一の救済は、自己の選択によって、譲渡しようとする当事者に書面で通知して、本契約を解約できることであるものとします。上記を条件として、本契約は、両当事者、各自の承継者及び認められた譲受者を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じるものとします。